

# 10月から始まる動きと企業の対応

内閣官房 社会保障改革担当室審議官

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室長代理(副政府CIO)

内閣府 大臣官房番号制度担当室長

内閣官房 すべての女性が輝く社会づくり推進室次長

向井 治紀



# マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

## 社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

### 効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

### 実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

# マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

## 個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

## 個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

## 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

## 個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は情報提供等記録開示システムで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

## 情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

## 個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて**条例**で定める事務に利用(第9条第2項)。

# 社会保障・税番号制度の仕組み

## ◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)**と関連付けられている新たな**「個人番号」**を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する**「法人番号」**を付番する仕組み。

## ①付番

## ②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

## ③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

# 個人番号・法人番号の付番

## 個人に付する「個人番号」（マイナンバー）

付番

- **市町村長は**、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、**個人番号を指定**し、その者に対し、当該個人番号を**通知カードにより通知**しなければならない。（第7条第1項）  
※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。  
※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。  
※個人番号の桁数は、**12桁**。

変更

- 市町村長は、**個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるとき**は、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。（第7条第2項）

番号生成機関

- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ**地方公共団体情報システム機構に対し**、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、**個人番号とすべき番号の生成を求める**。（第8条第1項）
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。（第8条第2項）

## 法人等に付する「法人番号」

付番

- **国税庁長官は**、法人等に対して、**法人番号を指定**し、**通知**する。（第58条第1項）  
※所管は国税庁。  
※法人番号の桁数は、**13桁**。
- 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。（第60条）
- 法人番号の付番対象（第58条第1項、第2項）
  - ① 国の機関及び地方公共団体
  - ② 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
  - ③ ①②以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
  - ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの

変更・通知、  
検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
- 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
- 法人番号は**官民を問わず**様々な用途で利活用  
※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

# 個人番号の利用例

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。

誕生

通知カード(イメージ)

個人番号 〇〇……〇〇  
 生年月日 〇年〇月△日  
 性別 男  
 氏名 番号太郎  
 住所 △県〇市口町1-1-1

【通知カード】

・市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

個人番号を通知

1234 …

年金事務所

住民票、課税  
 証明書の添付  
 を省略可能。

厚生年金の裁定  
 請求の際に番号  
 を提示

退職

国民健康保険加入  
 手続きの際に番号  
 を提示

退職前に加入していた  
 健康保険の被保険者  
 資格喪失証明書の添付  
 を省略可能。

個人番号カード交付申  
 請

個人番号  
 カードの交  
 付

個人番号カード(イメージ)

生年月日 〇年〇月△日 性別 男  
 氏名 番号太郎  
 住所 △県〇市口町1-1-1

(表面) 個人番号 〇〇〇……〇〇〇  
 (裏面)

・希望する者に対し、市町村長が交付。  
 ・氏名、住所、性別、生年月日、個人番号のほか、顔写真を表示。  
 ・カード1枚で本人確認と個人番号の確認が可能。

学校

源泉徴収票  
 1234 ……

会社

従業員やその扶養家族  
 の番号を源泉徴収票に  
 記載し、市役所や税務  
 署に提出

児童手当の現況  
 届(毎年6月)の  
 際に番号を提示

年金手帳や健康保険証  
 の添付を省略可能。

子育て

扶養家族の番号を  
 会社に提示

国民年金の第3号  
 被保険者の認定、  
 健康保険の被扶養者  
 認定の手続きの際に、  
 課税証明書の添付を  
 省略可能。

高等学校等就学支援金  
 申請手続きの際に番号  
 を提示

奨学金の  
 申請の際  
 に番号を  
 提示

アルバイト先や会社  
 に番号を提示

住民票や保護者  
 等の課税証明書  
 の添付を省略可  
 能。

高校生

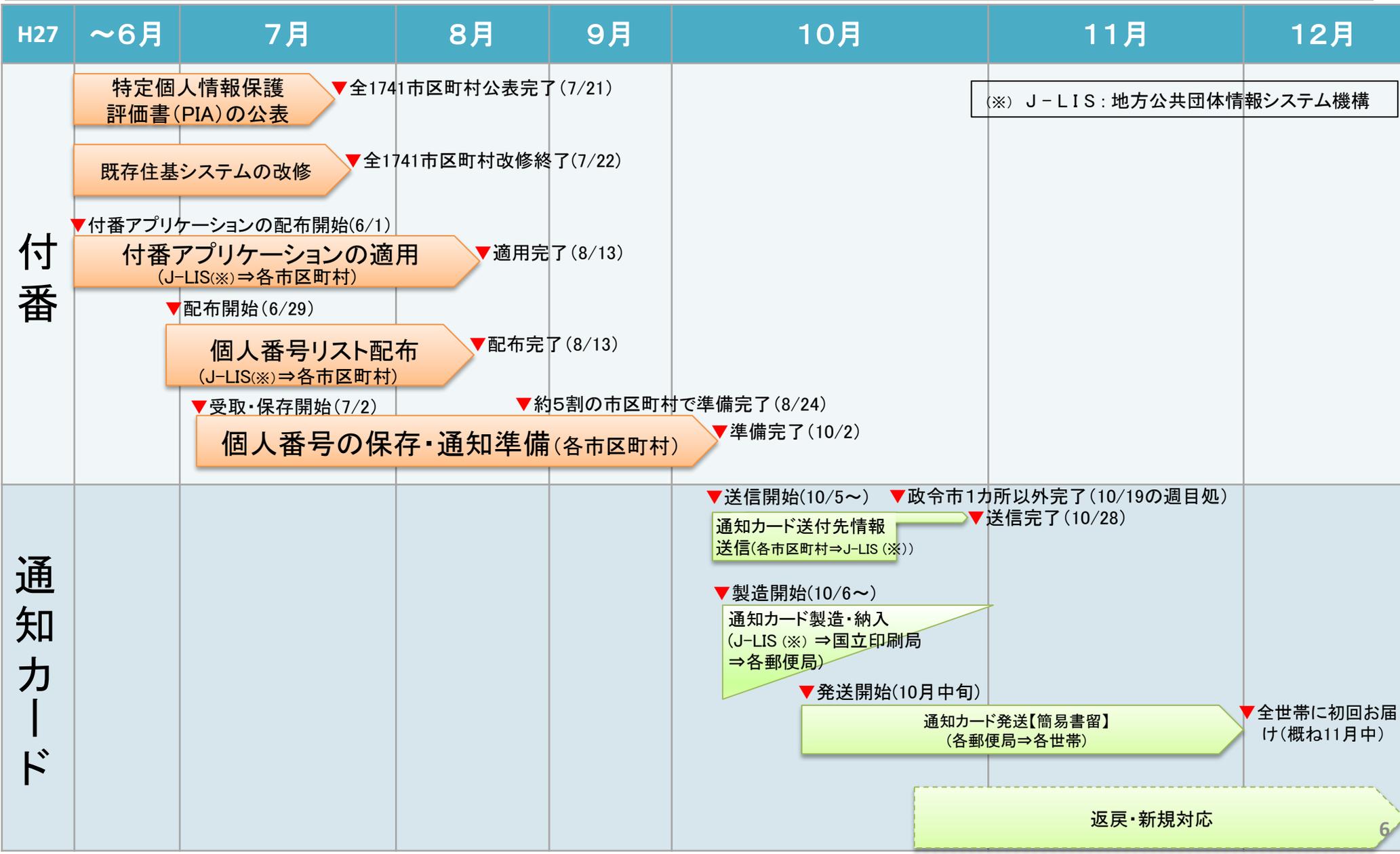
大学生等

就職

結婚

# 年内における付番及び通知カードに関するスケジュール

○ 平成27年10月からの個人番号の付番・通知カードの送付に係る準備は、順調に進んでいる。



(※) J-LIS: 地方公共団体情報システム機構

# マイナンバーに関する送付物一式（案）①

## 「送付される封筒」

「まいなんばー  
つうち」  
と点字してあります。



おもて面



うら面

### 「音声コード」

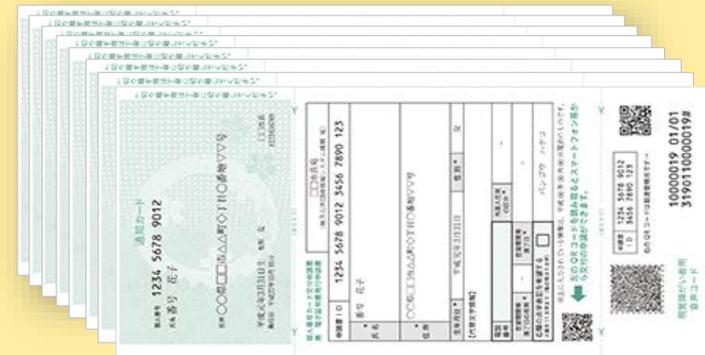
無料アプリ等でもマイナンバーに関する簡単なご案内を音声で聞くことができます。

# マイナンバーに関する送付物一式（案）②

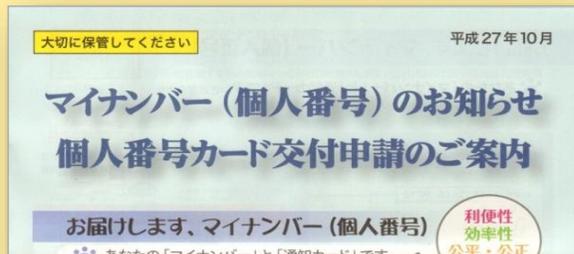
## 「封入されているもの」



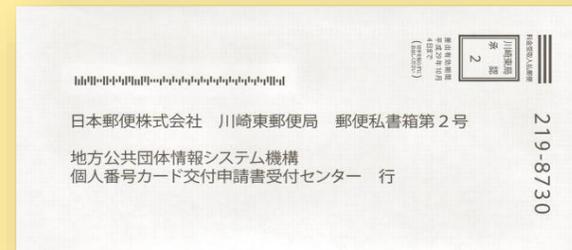
①宛名台紙（お問い合わせ先記載あり）



② 通知カード  
+ 個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書  
+ 音声コード台紙  
※世帯人数分(1通で最大8人まで)



③説明用パンフレット（8ページ3つ折り）



（おもて面）

④個人番号カード申請書の返信封筒

# 通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案)

通知カード

個人番号 1234 5678 9012  
氏名 番号 花子

みほん

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女 □□市長  
発行日 平成27年10月NN日 A123456789

←切り離す際は丁寧に切り離してください。

---

個人番号カード交付申請書  
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛  
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
* 番号	花子		
* 氏名			
* 住所	○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号		
生年月日*	平成5年3月31日	性別*	女
【代替文字情報】			
電話番号	外国人住民の区分*	-	
在留期間等満了日の有無*	-	在留期間等満了日*	-
右欄の点字表記を希望する ※最大11文字まで(濁点等は1文字)	<input type="checkbox"/>	パンゴウ ハナコ	

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID	1234 5678 9012
	3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

視覚障がい者用  
音声コード

10000019 01/01  
3190110000019#

(キリトリ)

マイナンバー

みほん

←切り離す際は丁寧に切り離してください。

---

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄

サイズ  
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

- ・最近6ヶ月以内に撮影
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

●以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要  
 利用者証明用電子証明書 不要

※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。  
口を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄	フリガナ		本人との関係	
	代理人氏名(自署)	印		
	代理人住所	〒 -		(電話番号: )

(キリトリ)

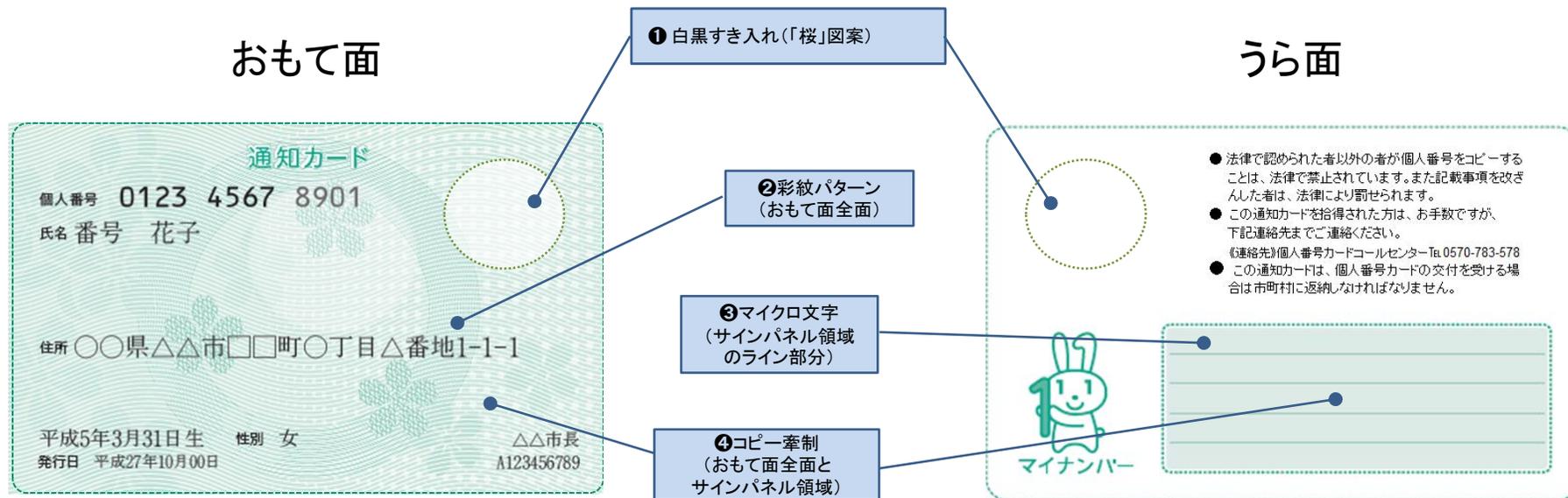
---

- 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
- 申請の際は、同封の『ご案内』をご覧ください。
- 表面の記載事項のうち、\*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
- 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

【おもて面】

【うら面】

# 通知カード(案)



セキュリティ対策	内容と必要性
① 白黒すき入れ	図柄の陰影を表現可能な透かし技術で、紙幣と同様の偽造対策効果あり。(複写不可、偽造困難)
② 彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。
③ マイクロ文字	特定の箇所通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
④ コピー牽制	コピー時に「複写」の文字が浮かび上がることで、複写による偽造が困難となる。

※通知カードの郵送は簡易書留(ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡し)により行い、世帯への確実な交付を実施

# 個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

## 様式

### 表面(案)



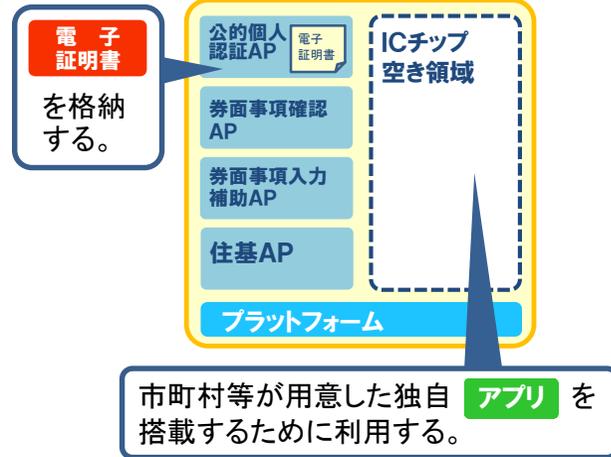
- 個人番号を記載しない  
→ コピーできる者に制限はない  
(本人同意等によりできる)

### 裏面(案)



- 個人番号を記載する  
→ コピーできる者は、行政機関や  
雇用主など、法令に規定された者  
に限定される

### ICチップ内のAP構成



## 申請・交付スケジュール

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料について無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

# 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書の様式(案)

(表)

郵便はがき A10-012345

料金後納郵便

012012340123456789

999-9999  
〇〇県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号

番号 花子

あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。  
裏面に記載の必要書類を持参のうえ来庁してください。

市区町村名	■■市
交付場所名	■■市役所
交付場所所在地	〇〇県■■市△△町◇-◇-◇
電話番号	01-2345-8789

代替文字情報 ×→▲ ○→● ●→□

電子証明書に使用される文字は、一般のパソコン等で表示できる文字に限られます。表示できない文字がある場合は上記の文字に置き換えますので、別な文字を希望される場合は、交付窓口で変更を申し出てください。

■■市役所  
〇〇県■■市△△町◇-◇-◇

はがす



目隠しシールをはがして、交付場所を確認してください。

マイナンバー

①注意)はがした目隠しシールは、個人番号カードの受領を代理人に委任される場合には、(1)が半裏面の暗証番号記入欄の上に貼付してください。個人番号カードの受領を代理人に委任される方は、先に暗証番号を記入してからはがしてください。

(裏)

A10-012345

■■市長

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書

申請いただいた個人番号カード等が準備できましたので通知・照会します。あなたの意思に基づく申請に相違なければ以下の回答書に署名又は記名押印し、あなたご自身が以下の書類を持参して表面記載の交付場所に まで来庁してください。なお、暗証番号(下記①～④)を事前に考えておいてください。また、15歳未満の者又は成年後見人には、その法定代理人が同行してください。

○本通知書 ○通知カード ○住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ○本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カード等のうち1点。これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等) ※15歳未満の者等に同行する法定代理人も同様に必要。  
○代理権の確認書類(15歳未満の者等の法定代理人のみ必要(「ご案内」等ご参照)。ただし同一世帯の親等は不要。)

回答書 平成 年 月 日

■■市長宛  
個人番号カード交付申請及び電子証明書発行申請は、私の意思により申請したものに相違ありません。

本人の住所 \_\_\_\_\_  
本人の氏名 \_\_\_\_\_ 印

病気、身体の不都合その他やむを得ない理由により、本人の出頭が困難で代理人にカード受領を依頼される場合には、以上の書類に加え、○代理人の本人確認書類 ○ご本人の出頭が困難であることを証する書類 ○代理権の確認書類(法定代理人は戸籍謄本等、その他の代理人の場合は以下の委任状の欄に、あなたご自身が署名又は記名押印)を、代理人に持参させてください。なお、本人確認書類は、以上の書類と若干異なりますので、通知カード送付時に同封されたご案内等でご確認ください。

委任状 平成 年 月 日

■■市長宛  
本人の住所 \_\_\_\_\_  
本人の氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、下記の者(代理人として個人番号カードの受領、電子証明書の発行手続き(代替文字の選択を含む)及び受領の権限を委任しました。

代理人の住所 \_\_\_\_\_  
代理人の氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人に委任する場合は、あなたご自身が暗証番号を記入のうえ、目隠しシールを暗証番号部分の上に貼付してください。

①署名用電子証明書暗証番号(英数字8文字以上16文字以下)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

②利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)

--	--	--	--

③住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)

--	--	--	--

④券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)

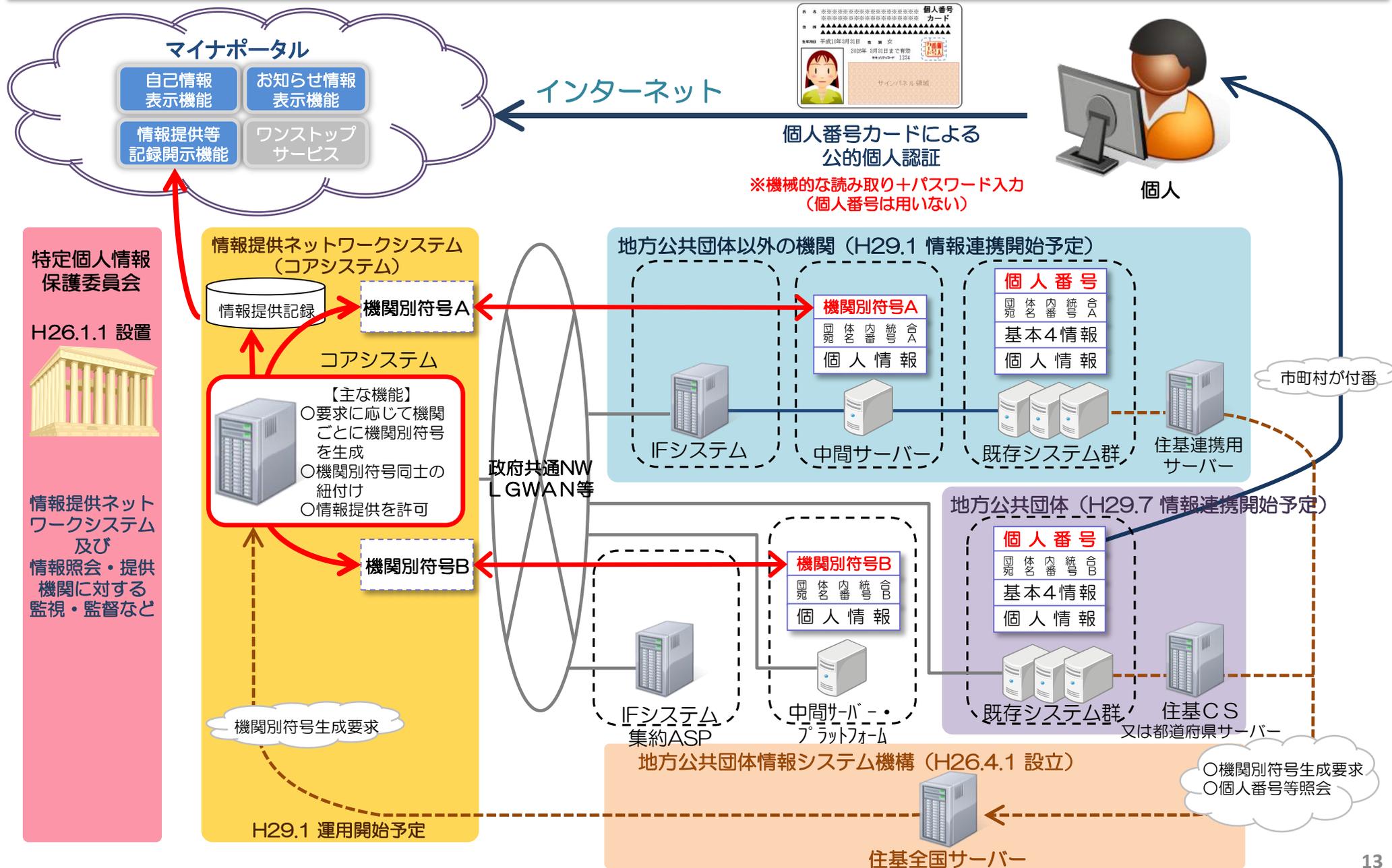
--	--	--	--

詳細は、通知カード送付時に同封された案内(ホームページ)をご覧ください。又は、ホームページ「個人番号カード(マイナンバーカード)」を閲覧いただき、個人番号カードコールセンター(0570-788-578)にお問い合わせください。(ホームページURL: <https://www.koj.inbango-card.go.jp>)

必要に応じ再利用



# マイナンバー制度における情報連携の概要



# マイナンバー制度における安心・安全の確保

## マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

## 制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

## システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



# 個人情報管理の方法について

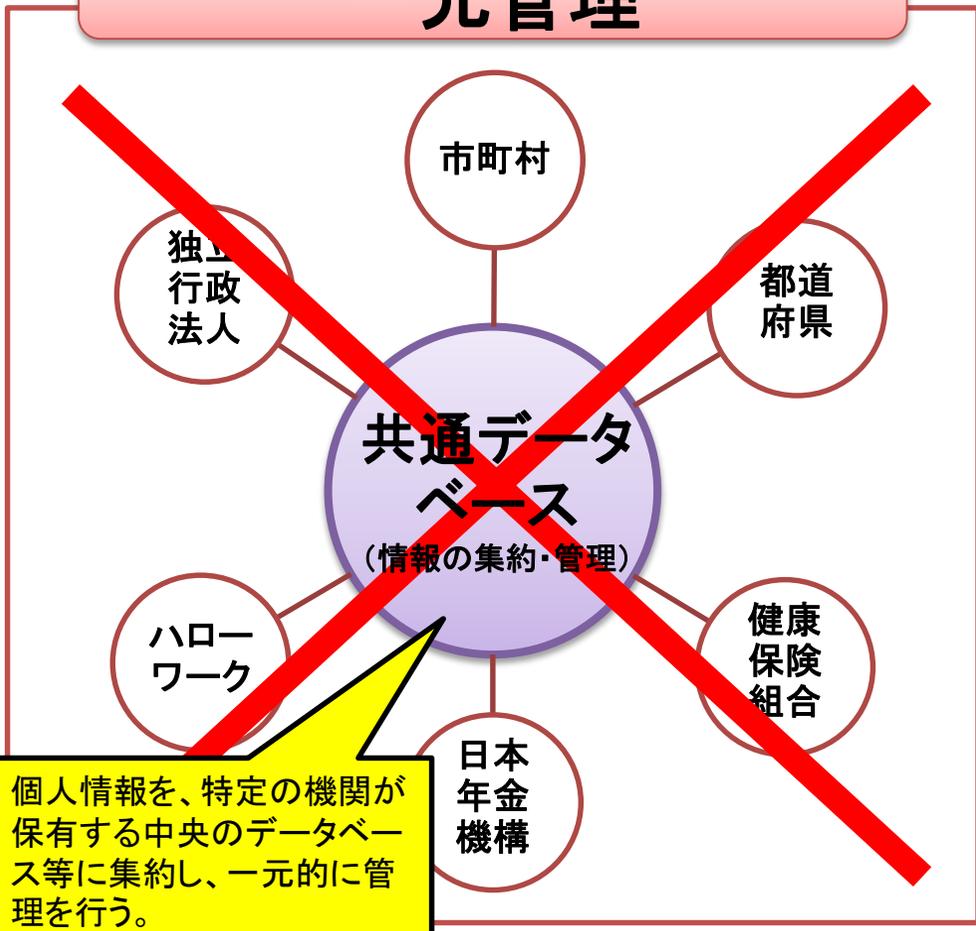


番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。

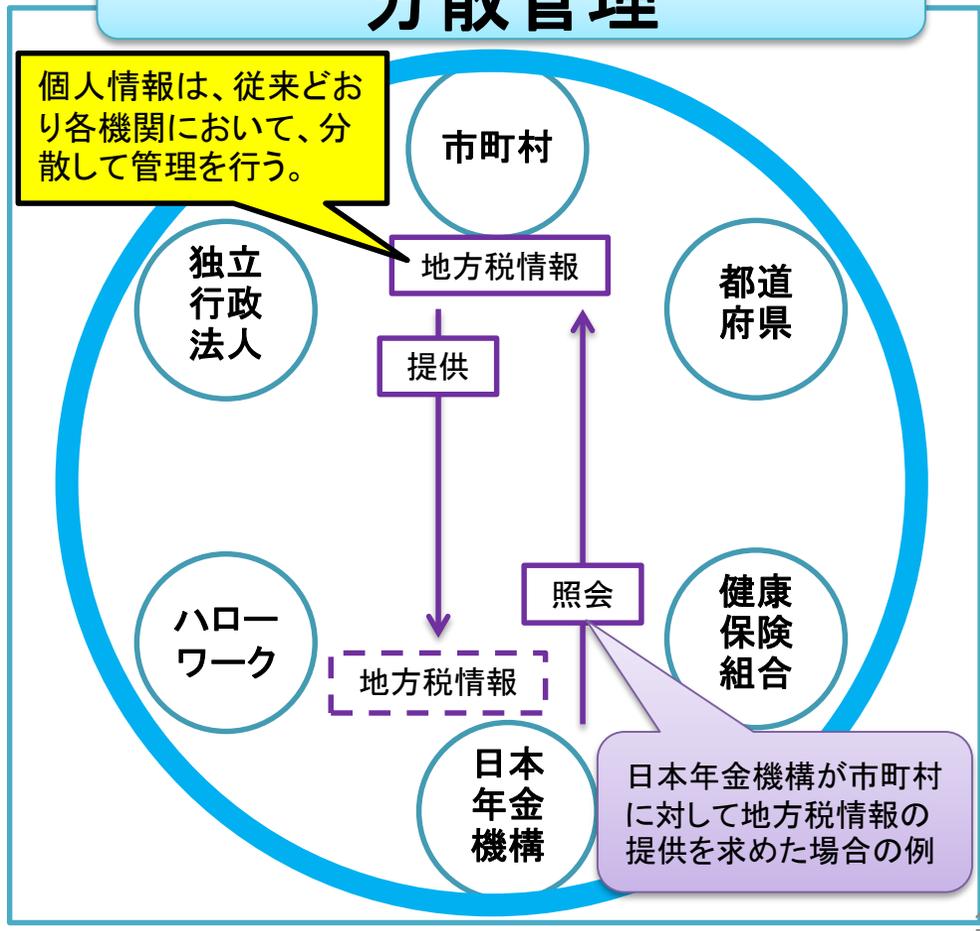


番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

## 一元管理

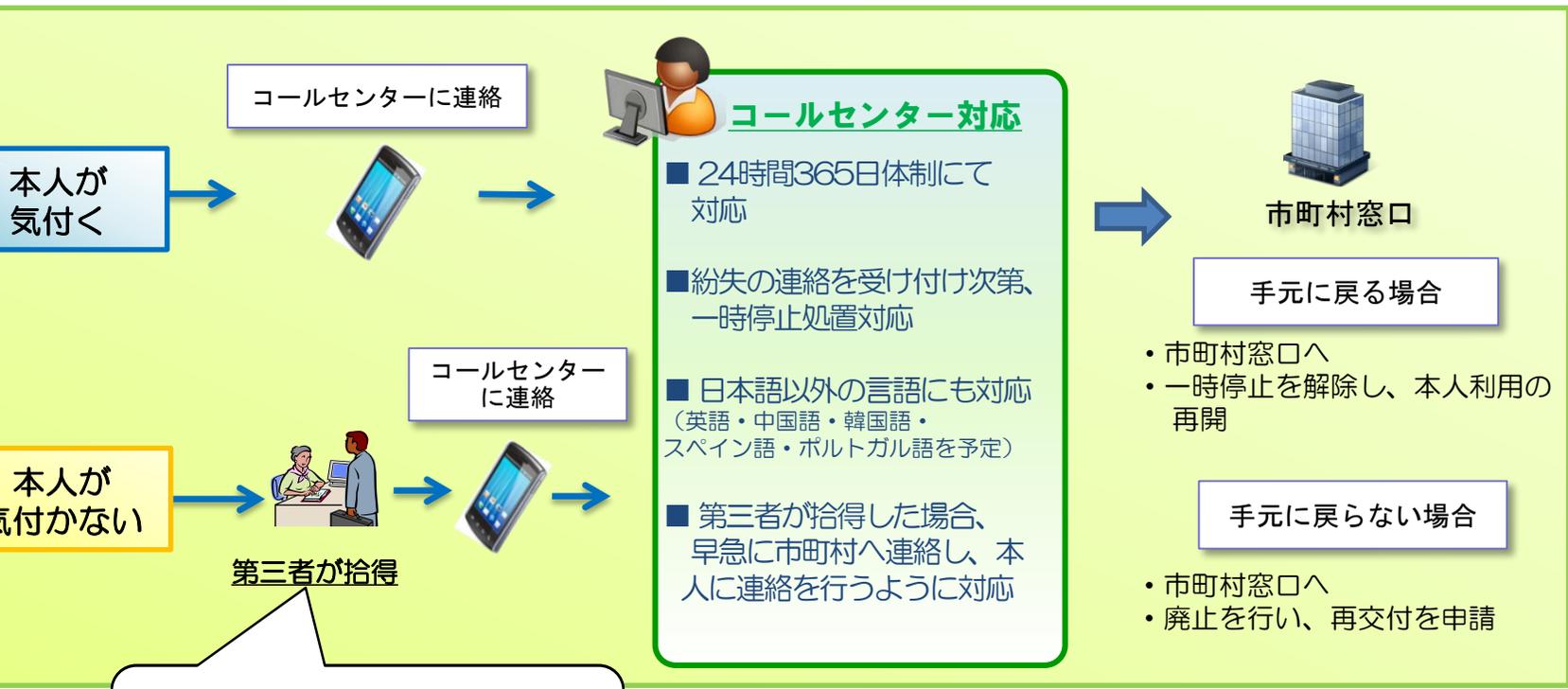


## 分散管理

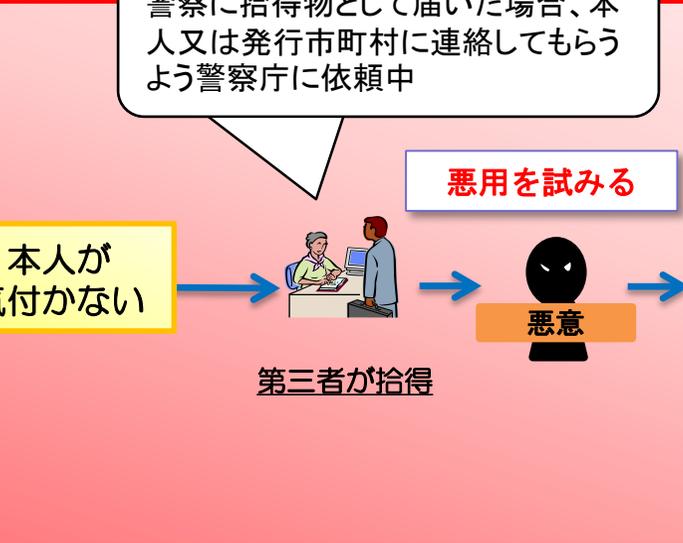


# 個人番号カードを紛失した場合の対応～24時間365日体制のコールセンターとカードセキュリティ対策～

## カードの紛失



警察に拾得物として届いた場合、本人又は発行市町村に連絡してもらうよう警察庁に依頼中



**セキュリティ対策により悪用困難**

顔写真付きであることに加え、ICチップにはプライバシー性の高い個人情報記録されない

アプリ毎に異なる暗証番号を設定し、入力を一定回数以上間違えるとカードがロック

- × 入力1回目
- × 入力2回目
- × 入力3回目

ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する耐タンパー性を有する

ICチップを取り出す → 情報を盗み取る

※タンパー (tamper): 「干渉する」「いじくる」「いたずらする」「勝手に変える」の意

# 罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 <u>情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	—	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	特定個人情報保護委員会の委員長、委員、事務局職員が、 <u>職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	—	—	1年以下の懲役 or 30万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、 <u>職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併科されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	—	—
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	—	—	—
	委員会から命令を受けた者が、 <u>委員会の命令に違反</u>	2年以下の懲役or50万以下の罰金	—	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	委員会による検査等に際し、 <u>虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等</u>	1年以下の懲役or50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金

# 民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



## 国民



従業員や  
その扶養家族

個人番号  
1234.....

## 個人番号の提示



金融機関の顧客  
原稿の執筆者など

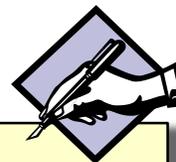
## 民間事業者

源泉徴収票や  
支払調書の作成



健康保険、厚生  
年金、雇用保険  
の被保険者資格  
取得届の作成

各種法定調書や被保険者  
資格取得届等に**個人番号**  
**を記載**し、行政機関等に  
提出します。



支払調書  
(イメージ)

支払を  
受ける者 **個人番号** 1234.....  
氏 名 番号 太郎

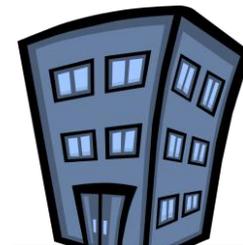
被保険者資格取得届  
(イメージ)

個人 番号	被保険者 氏名	資格取得 年月日
5678..	難波 一郎	25.4.1
9876..	難波 花子	25.4.1

## 行政機関



税務署  
市区町村



年金事務所  
健康保険組合  
ハローワーク

法律で定められた事務以外で  
マイナンバーを利用することは出来ません。

# 税務関係の申告書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に支払者及び支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載
- これ以外にも、例えば、
  - ・ 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
  - ・ 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ

従業員や金銭等の  
支払を受ける者



個人番号  
1234 .....

民間事業者は、個人番号関係事務実施者として金銭等の支払を受ける者の番号の提示を受ける

民間事業者



申告書

支払  
調書

支払  
報告書

申告書等に民間事業者の  
番号を記載して提出

源泉徴収票(支払報告書)・支払調書  
等に支払を受ける者等の番号及び民間  
事業者の番号を記載して提出

税務署

地方団体



# 税務関係の申告書や法定調書への 番号記載時期は、以下のとおりです。

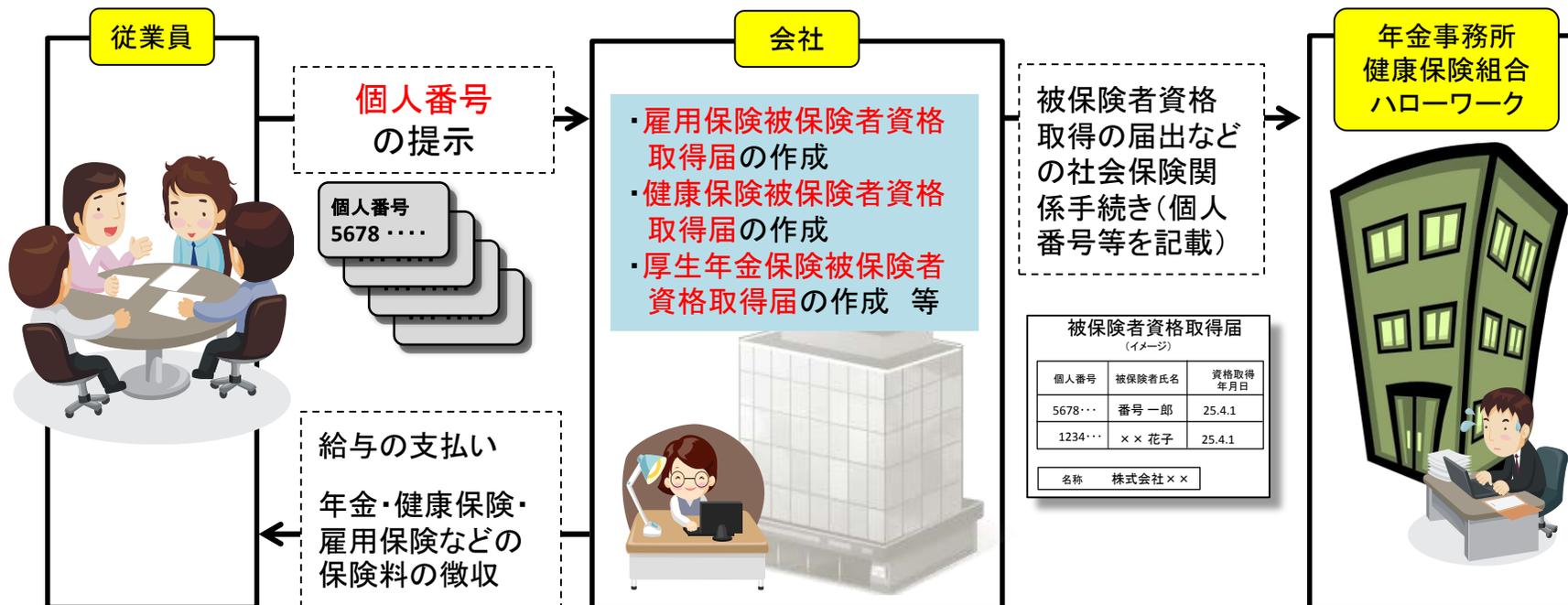
税目	記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年の途中で出国⇒出国の時まで</li> <li>○ 年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで</li> </ul>
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成29年2月1日から3月15日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年の途中で死亡⇒相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内</li> </ul>
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中間申告書⇒事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内</li> <li>○ 新設法人・決算期変更法人⇒決算の日から2月以内</li> </ul>
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	<p>&lt;個人&gt; 平成28年分の場合⇒平成29年1月1日から3月31日まで</p> <p>&lt;法人&gt; 平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人事業者が年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで</li> <li>○ 中間申告書</li> <li>○ 課税期間の特例適用</li> </ul>
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	平成28年1月1日に相続があったことを知った場合⇒平成28年11月1日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住所及び居所を有しないこととなるとき⇒住所及び居所を有しないこととなる日まで</li> </ul>
酒税・間接諸税	平成28年1月1日以降の移出等に係る申告書から	平成28年1月分の場合⇒平成28年2月1日から2月29日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年中から提出</li> </ul>
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）	<p>（例）平成28年分給与と所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで</p> <p>（注）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払いの時までの間に行うことができます。</p>	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内</li> <li>○ 退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内</li> </ul>
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年中から提出</li> </ul>

（※）法定調書提出義務者（個人番号関係事務実施者）は、税務署に法定調書を提出する際に、金銭等の支払先の番号の記載とともに、提出義務者本人の番号の記載も必要となります。

# 社会保障関係の申請書等に、マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

# 社会保障関係書類（事業主提出）への マイナンバーの記載時期は、以下のとおりです。



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	<p>以下の様式に「個人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険被保険者資格取得届</li> <li>・雇用保険被保険者資格喪失届 等</li> </ul> <p>以下の様式に「法人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険適用事業所設置届 等</li> </ul>	平成28年1月1日提出分～
健康保険・ 厚生年金保険	<p>以下の様式に「個人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届</li> <li>・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届</li> <li>・健康保険被扶養者(異動)届 等</li> </ul> <p>以下の様式に「法人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規適用届等(※)</li> </ul>	<p>平成29年1月1日提出分～</p> <p>平成28年1月1日提出分～</p>

※ 厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。

- ・ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要がある。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。
- ・ この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定。
- ・ 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

# マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

## 利用目的はきちんと明示！

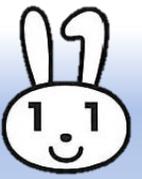
- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示 (※) する必要があります。  
(例) 「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



## 本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、①正しい番号であることの確認 (番号確認) と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) を行います。



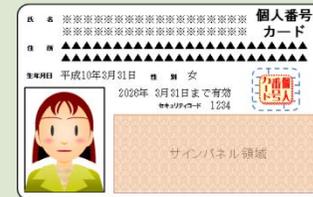
# マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。

## 個人番号の確認

## 身元(実存)の確認



### 個人番号カード



通知  
カード

or

住民票  
(番号付き)

等

運転  
免許証

or

パス  
ポート

等

※ 上記が困難な場合は、  
過去に本人確認の上で  
作成したファイルの確認



等

※ 上記が困難な場合は、**健康保険の  
被保険者証と年金手帳などの2以上  
の書類の提示**

等

※ 雇用関係にあるなど、**人違いでない  
ことが明らかと個人番号利用事務実  
施者が認めるときは、身元(実存)確  
認書類は要しない**

# マイナンバー制度の施行に向け

## 準備を進めてください。



まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

### 個人番号の流れ

取得 (本人・扶養家族)

安全管理措置

保管

利用

提供

開示・訂正・利用停止

廃棄

### 利用場面の例

入社

身上関係  
変更 (結婚、  
被扶養者追加等)

休職・復職

組織異動  
(分社、出向等)

証明書発行

退社

### 対象業務の例

納税手続

年末調整、  
源泉徴収  
等

社会保険  
関係手続

雇用保険、  
健康保険、  
厚生年金  
保険等

### 対処方針を決めるべき項目例

社内規程の見直し (基本方針、取扱規程)

システム対応 (改修等)

安全管理措置 (組織体制、担当者の監督、  
区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)

社員研修・勉強会の実施

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

# 事業者のためのマイナンバー 準備スケジュール（例）

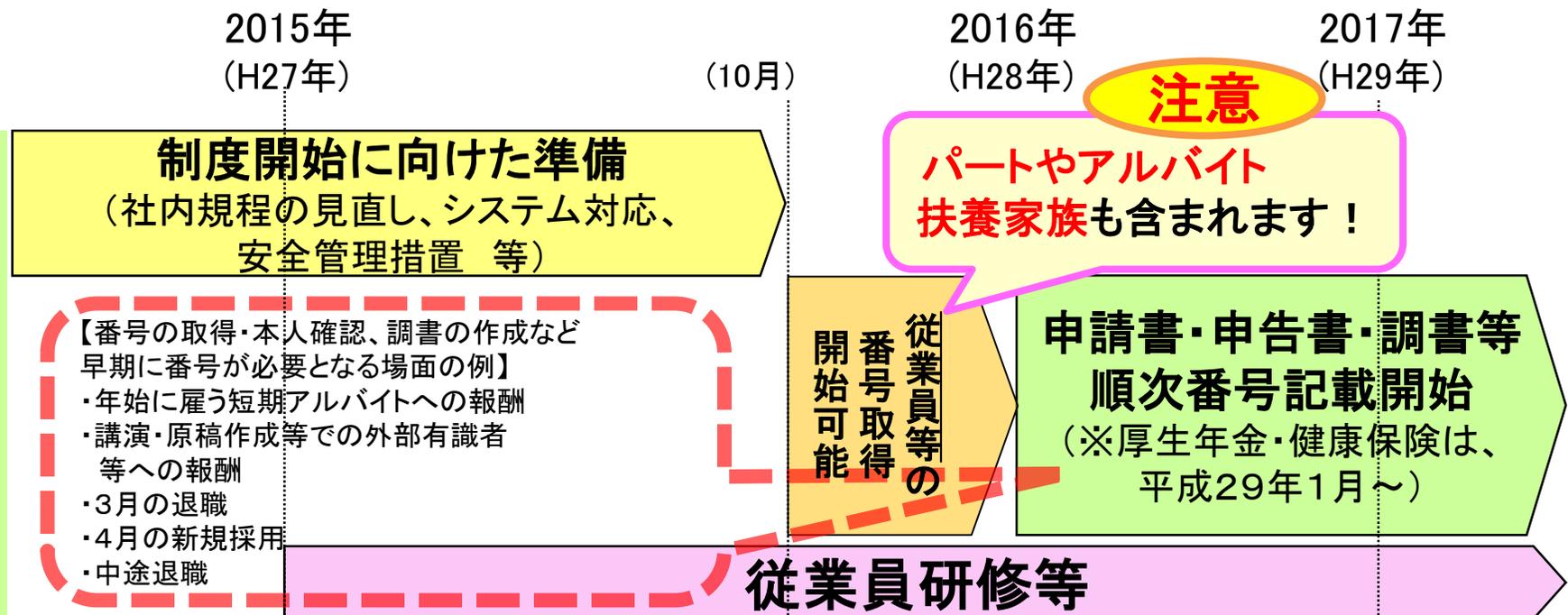


## 準備のために必要な手順

- ①マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう！
- ②利用スケジュールを確認！  
→いつまでに従業員等のマイナンバーを取得すればよいか確認しましょう！
- ③マイナンバーの取得の前に、安全管理措置の検討をしましょう！

以下のようなスケジュールで対応が必要です！

## 事業者の対応



# 個人番号カードのメリット

## 個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として  
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

○所得把握の精度向上  
○公平・公正な社会を実現

券面

## 各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用  
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

マイポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

○行政の効率化  
○手続き漏れによる損失の回避

電子  
証明書

## 本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。  
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面

または

電子  
証明書

## 各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発  
→公的個人認証サービスの民間開放  
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

オンラインバンキング等を  
安全かつ迅速に利用

電子  
証明書

## 付加サービスを搭載した多目的カード

- 市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中



将来的には様々なカードが  
個人番号カードに一元化

券面

または

アプリ

または

電子  
証明書

## コンビニなどで各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、  
印鑑登録証明書などの公的な  
証明を取得できる。

現在、約90市町村(国民の約1割強)が利用できる。アンケート調査によると、今後、約700弱の市町村が導入予定(国民の約7割)。

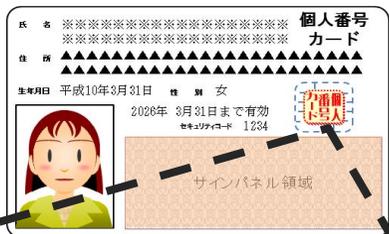
○住民の利便性向上  
○市町村窓口の効率化

アプリ

または

電子  
証明書

# 個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



## 公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

## 署名用電子証明書(既存)

(性質)  
インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)  
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

## 利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)  
インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)  
マイ・ポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)





### 署名用秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

### 電子証明書のイメージ

氏名	宮 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区 宮ヶ岡2-1-1
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

 署名用公開鍵

※基本4情報を記録



### 利用者証明用秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

### 電子証明書のイメージ

発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

 利用者証明用公開鍵

※基本4情報の記録なし

# マイナポータル

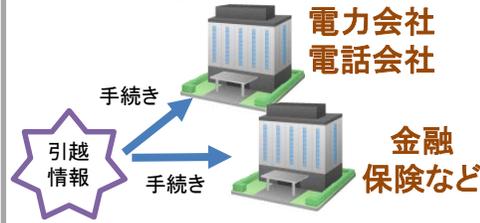
行政機関などが行う情報のやり取りをチェックできる



行政機関などがどういった個人情報を持っているのかを確認できる

世帯	〇〇
続柄	××
所得	△△

官民様々な手続きをワンストップで行うことができる



官民の各種ドキュメントを電子的に受け取ることができる



## マイナポータル



行政機関などから、各個人に合った“お知らせ”を受け取れる

お子さんが  
予防接種の  
適齢期です！

E市役所

社会保険料控除等の納付額

F市役所

年金支給額等

年金事務所

ねんきんネット

年金の減免手続等

e-Tax

税の申告

税務署

税・社会保険料を電子的に納付

ネットバンキング、クレジットカードなどを用いた決済を行うことができる



# マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム(ポイント) (参考1)

マイナンバー制度等を活用した関係機関間の情報連携強化により、国民の利便性向上・年金保険料の徴収強化等に向けた効果的な取組みを行い、年金保険料の納付率向上等の課題解決を図る

## 1. 国民の利便性向上

主な施策	現状		施策後	参考
<b>(1)個人向け</b>				
ワンストップサービス	国税、地方税、年金等の制度ごとに各種手続きを行う必要	➡	マイナポータルで、国税・地方税・年金等に係る一連の手続きの一括的な処理を可能とし、窓口の実質的な一元化を図る	○確定申告者 年間約2,140万人(25年) ○国民年金第1号被保険者 約1,805万人(25年度)
ワンクリック免除申請	年金事務所に直接申請する必要(オンライン手続きは未対応)	➡	マイナポータルを利用し、免除手続きに関する情報提供とともに、簡便な免除申請手続きを導入	○申請全額免除者 約249万人(25年度)
医療費控除の簡素化	医療費控除の電子申告の際に、診療の明細を一件ごとに入力する必要。領収書の保存も必要。	➡	マイナポータルに医療保険者から医療費情報を通知し、医療費控除の電子申告の際に、証明書として活用できる仕組みを導入し、手続負担を軽減	○医療費控除の申告者数 年間約700万人(25年)
提出書類の省略	税・年金に係る申告・申請等の際、各種証明書類を提出する必要	➡	所得税の住宅ローン控除(住民票)や年金の裁定請求(住民票)等に必要だった提出書類の省略を図り、手続負担を軽減	○厚生年金新規裁定受給権者 約192万人(24年度) ○国民年金新規裁定受給権者 (国民年金のみの受給権者) 約34万人(24年度) ○住宅ローン控除の申告者数 年間約57万件(25年)
<b>(2)法人向け</b>				
活用しやすい民間ソフトの開発促進	税・社会保険に係るソフト開発に必要な仕様情報の提供や助言等は、各当局でそれぞれ対応	➡	新たに国税・地方税・社会保険の各当局と民間ソフト業界が一同に会する会議体を設置し、開発促進を強化	○法人税申告件数 年間約277万件(25年度) ○民間会計ソフト利用率 中小企業の約69.4%(24年度) (中小企業庁委託事業「平成24年度中小企業における会計の実態調査事業」より)
類似した調書の見直し	源泉徴収票(国税)と給与支払報告書(地方税)を、国と地方にそれぞれ提出	➡	両調書の様式・データ形式を統一化、一括作成・提出を可能とする仕組を構築し、オンラインでの提出について手続負担を軽減	○源泉徴収票の提出枚数 オンライン提出年間約310万枚(25事務年度)(給与等支払額が一定額超の場合のみ税務署へ提出) ○給与支払報告書の提出枚数 オンライン提出年間約2,019万枚(25年度)

## 2. 年金保険料の徴収強化

主な施策	現状		施策後	参考
すべての滞納者に対する督促の実現	国民年金保険料の滞納者のうち、一定の所得及び滞納月数に該当する者に対して督促を実施。  ※26年度は、所得400万円以上及び未納月数13月以上	➡	督促対象者の範囲を段階的に拡大し、平成30年度を目途に、免除該当者等を除いたすべての滞納者に対する督促の実現を目指す  ※30年度までに、所得300万円以上及び未納月数7月以上に段階的に拡大。	○国民年金未納者 約259万人(25年度) ○督促対象者 約13万人(26年度) 約20万人(27年度)
厚生年金適用漏れ解消	源泉徴収義務者と厚生年金適用事務所の不一致は約75万事業所。昨年12月、国税庁は年金機構に対して法人情報の提供を開始	➡	国税庁は、法人番号を加えた法人情報を年金機構に提供。厚生労働省において、厚生年金対象事業所との紐付けを完了し、集中的な加入指導を一層強化	○厚生年金適用事業所 約169万事業所(25年度) ○法人の源泉徴収義務者 約245万事業所(25年度)
税・年金の徴収連携強化	悪質な年金滞納者に関する国税庁への強制徴収委任制度を22年に開始。最近の実績は、年間5件程度で厚生年金のみ	➡	滞納金額や滞納月数等の委任要件を見直し(※)国民年金でも強制徴収委任を実施。年間件数を少なくとも約5倍、最大100件程度へ大幅に増加 ※厚生年金の滞納金額要件を1億⇒5千万円に引下げ等	○強制徴収委任の累計実績 13件(22～26年度末)
広報活動の強化	11月の「ねんきん月間」を中心に、広報イベントや周知活動を展開	➡	年金アプリの開発や大学における啓発イベント等の開催等、若者に重点を置いた広報活動を強化	○20代の国民年金第1号被保険者 約548万人(25年度)

## 3. 行政効率化

主な施策	現状		施策後	参考
当局間の情報共有ネットワークの整備	国税・地方税と年金当局間の情報ネットワークは未整備であり、年金審査事務等に必要な情報は個別に確認する必要	➡	国税・地方税・年金の当局間の情報共有ネットワークを整備し、必要な情報を共有し、即時に活用できるシステムを構築。情報の照合や連絡等の事務に必要なだった時間や労力を大幅に削減	【地方税＝年金の情報連携】 〔所得情報〕 ○申請全額免除者 約249万人(25年度) 【国税＝年金間の情報連携】 〔法人情報〕 ○法人の源泉徴収義務者 約245万事業所(25年度)

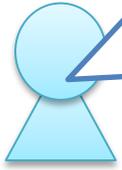
# マイナンバーでこんなに変わる！年金・税の手続き ライフステージ別事例集(イメージ)

(参考2)

20代

30代～50代

60代～



20代・大学生  
Aさん

**【スマホの年金アプリで将来もらえる年金見込み額を簡単チェック！】**  
スマートフォンにダウンロードした年金アプリで情報収集。簡単な入力で将来自分が受け取れる年金見込み額がわかり年金がぐっと身近に。



20代・自営業  
Bさん

**【ネットで年金・国税・地方税などの手続きがワンストップで処理可能に！】**  
マイナポータルを通じて、年金の申請・納付手続、確定申告、自動車税の納付など様々な行政手続が可能に。窓口の実質的な一元化により大幅に利便性が向上。



30代・会社員  
Cさん

**【住宅ローン控除申告で住民票添付が不要に！】**  
住宅ローン控除申告に必要な住民票が添付不要に。取得のために役所に行く必要がなくなり負担軽減。



40代・求職中  
Dさん

**【ワンクリック免除申請で国民年金保険料の免除手続が簡単に！】**  
失業し所得なし。国民年金保険料の免除をオンラインの簡便な手続で申請。



50代・会社員  
Eさん

**【ふるさと納税による寄附金控除が簡単に！】**  
ふるさと納税をした地方自治体からマイナポータルに寄附額の情報を通知。その情報を活用して簡単に寄附金控除が可能に。



60代・自営業  
Fさん

**【年金の裁定請求で住民票添付が不要に！】**  
年金の裁定請求に必要な住民票が添付不要に。取得のために役所に行く必要がなくなり負担軽減。



70代・年金受給者  
Gさん

**【医療費通知を活用して医療費控除が簡単に！】**  
手術及びその後の通院で多額の医療費を支出。マイナポータルに通知された医療費情報を活用して医療費控除の適用を受けオンラインで還付申告。領収書の保存や集計の手間が省け便利さを実感。

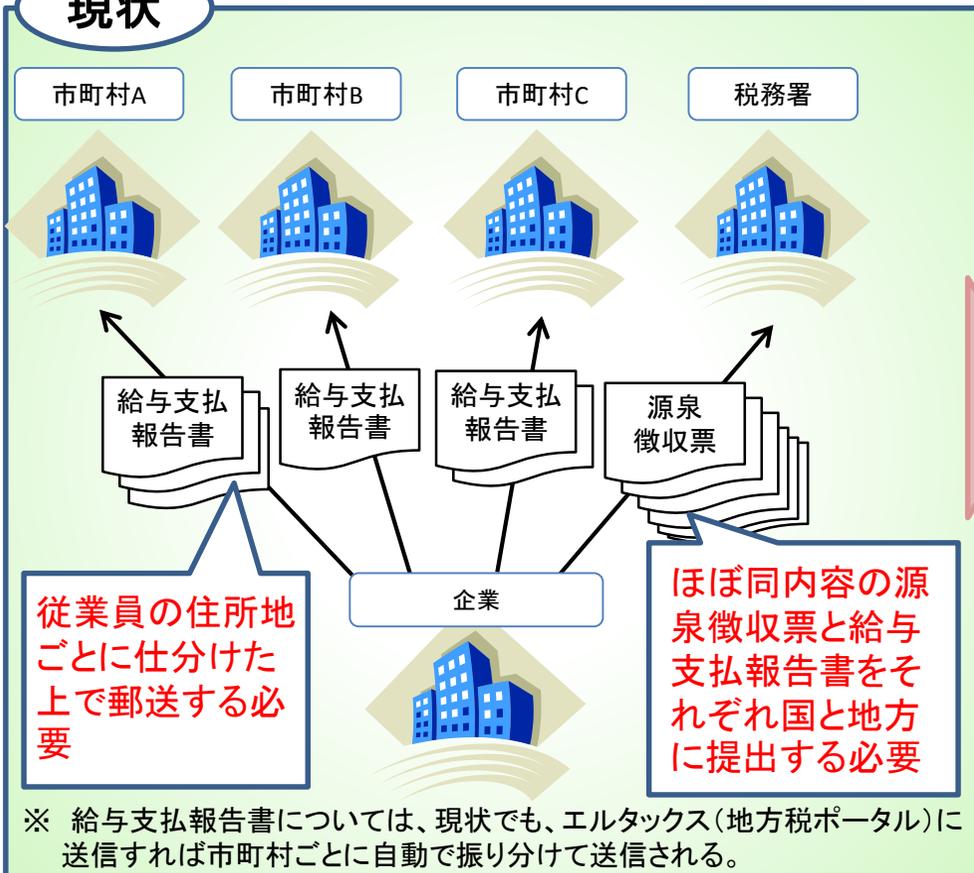


# 源泉徴収票・給与支払報告書の提出一元化

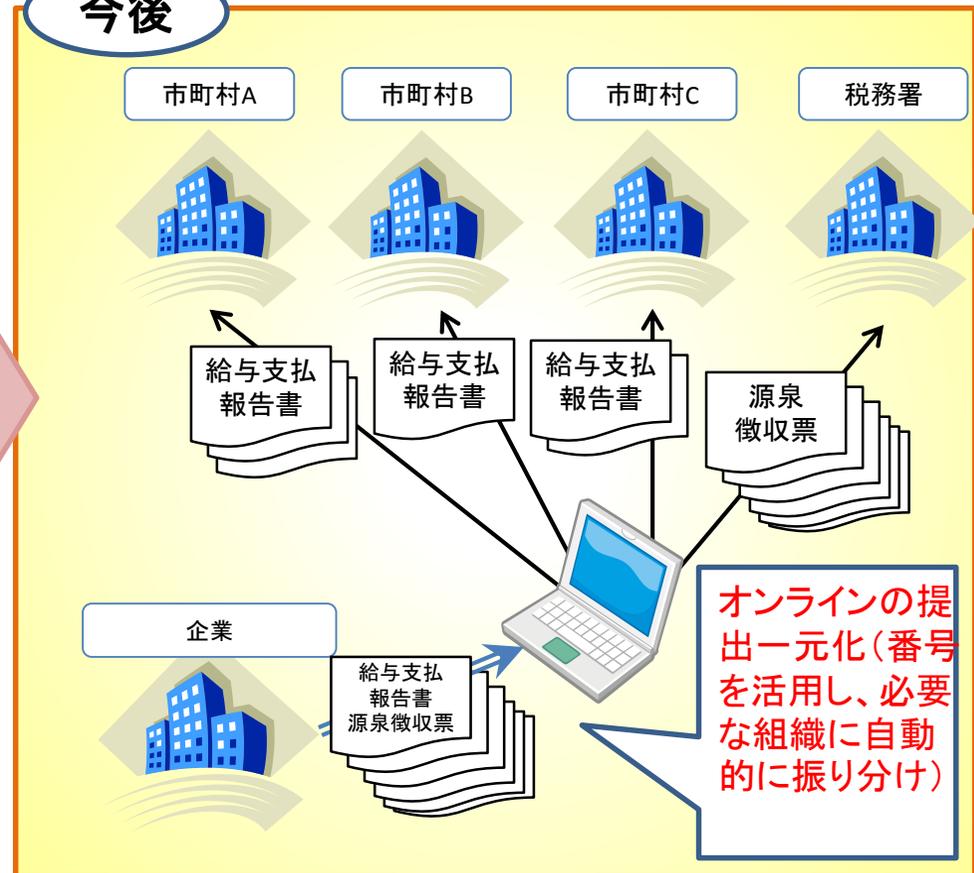
- 企業は従業員の給与に係る源泉徴収票と給与支払報告書を税務署と従業員住所地の市町村にそれぞれ仕分けた上で郵送している。
- 源泉徴収票と給与支払報告書はほぼ同内容であることから、一つの様式をオンラインで送信すれば、番号を活用して必要な提出先に自動的に振り分けて提出されるようにする(提出一元化)ことで、企業の事務負担を軽減する。

【上記のイメージ】

現状



今後



# 預貯金付番に係る法整備の概要(財務省作成資料)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるような所要の措置を講ずる(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行の予定。)

## 【行政機関等】

〔預金保険機構〕



〔地方自治体・年金事務所等〕



〔税務署〕



マイナンバー付で  
預金情報を照会

【社会保障給付関係法律・  
預金保険関係法令改正】  
マイナンバーが付された  
預金情報の提供を求める  
ことができる旨の照会規定  
等を整備  
(税務当局は現行法で  
照会可能)

## 【マイナンバー法改正】

預金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能とする  
(社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能)

## 【銀行等】



## 【国税通則法改正】

照会に効率的に対応することができるよう、預金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を課す

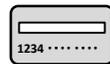
【顧客名簿】

預金者名	個人番号	種類	口座番号	残高
〇〇 〇〇	1234 ……	普通	123…	〇〇円
		定期	456…	〇〇円
×× ××	9876 ……	普通	987…	××円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

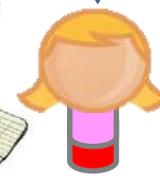


預金者は、銀行等  
から、マイナンバーの  
告知を求められる  
※ 法律上、告知義務  
は課されない

〔番号を告知〕



〔番号を告知〕



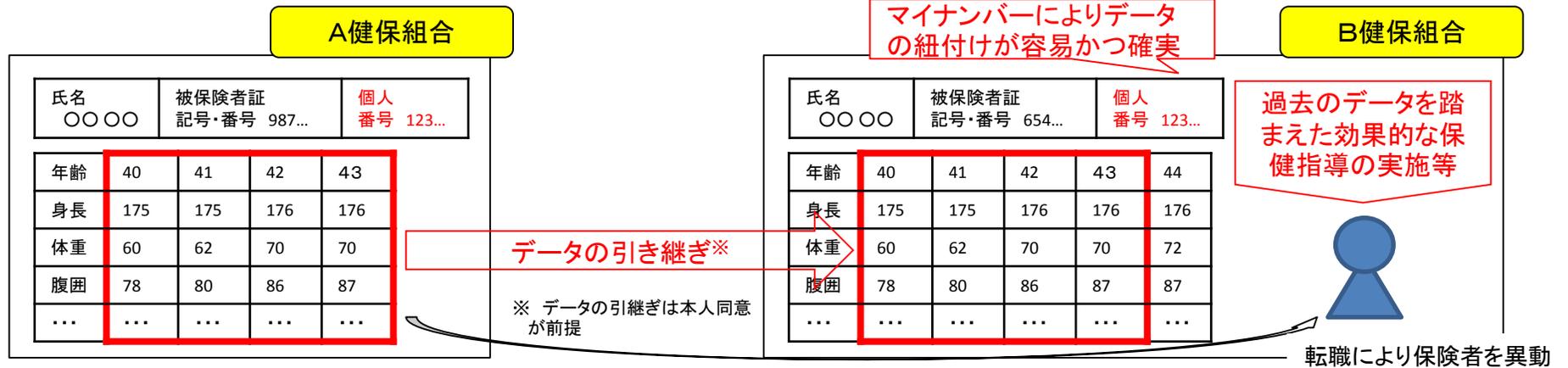
## 【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

# 医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

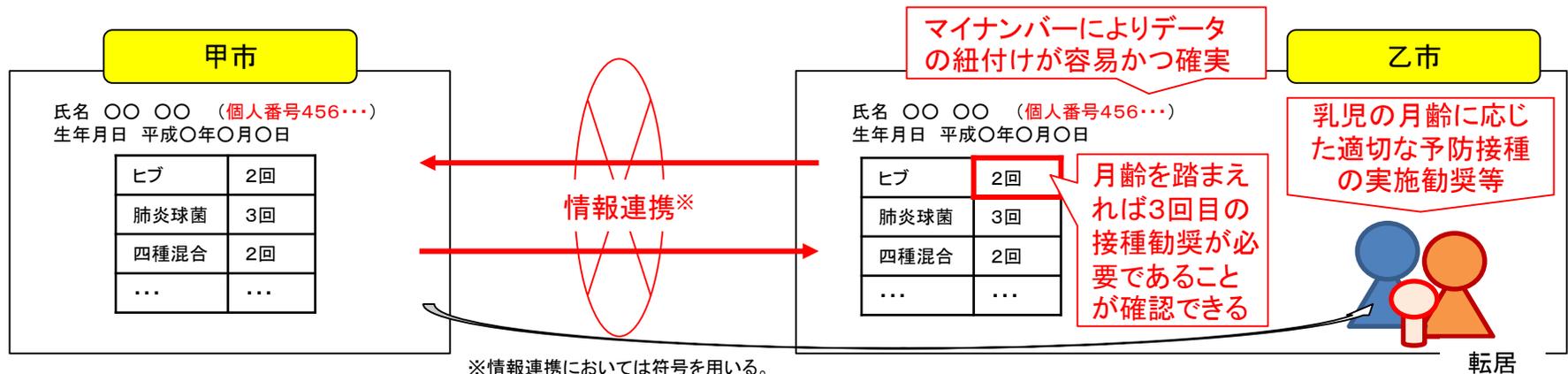
## 1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診・保健指導の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



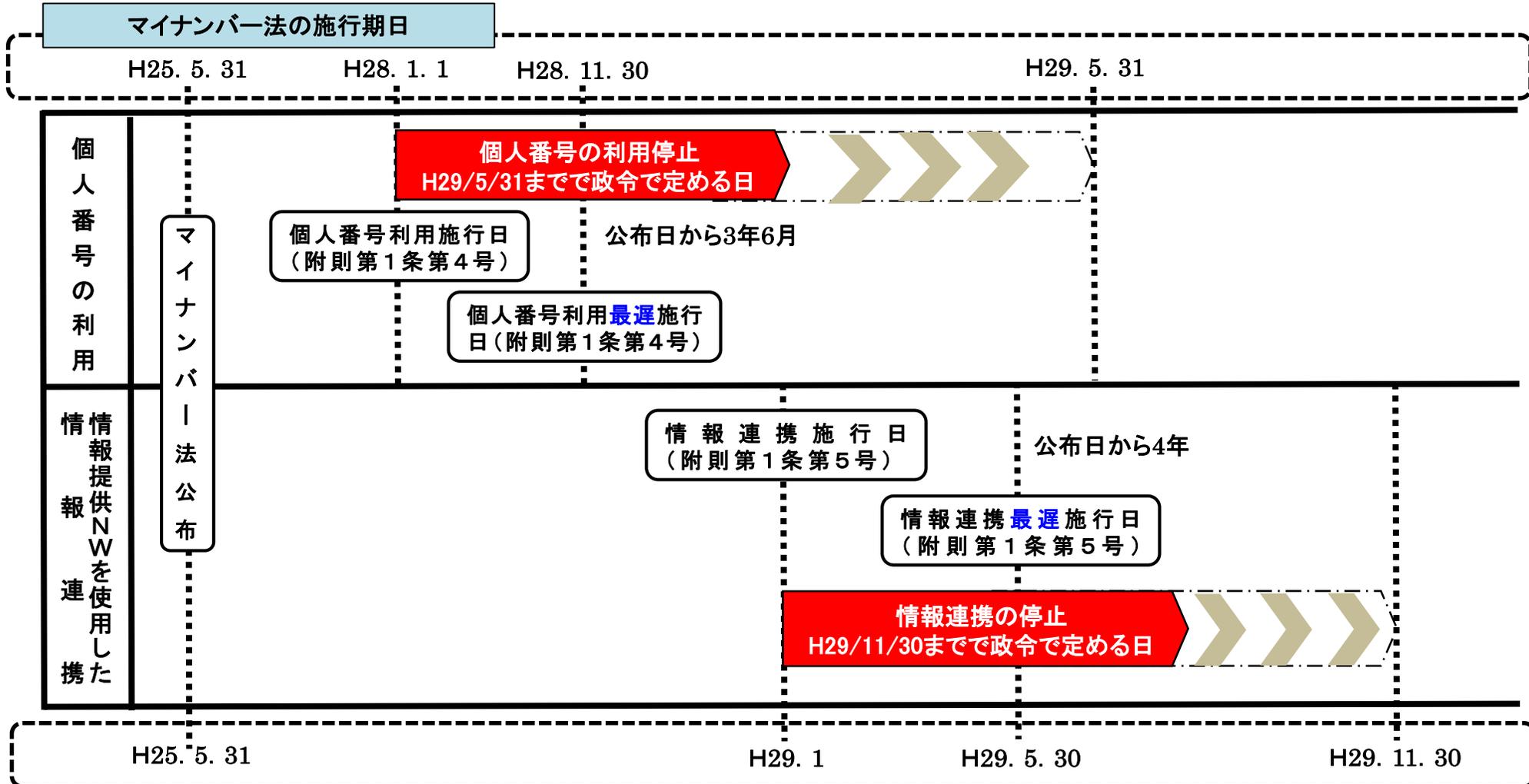
## 2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



# 日本年金機構に係る経過措置(案)

日本年金機構については、下図に示すとおり、個人番号の利用及び特定個人情報の照会及び提供(情報連携)を行わないものとする。



※附則第1条第4号：(省略) 公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

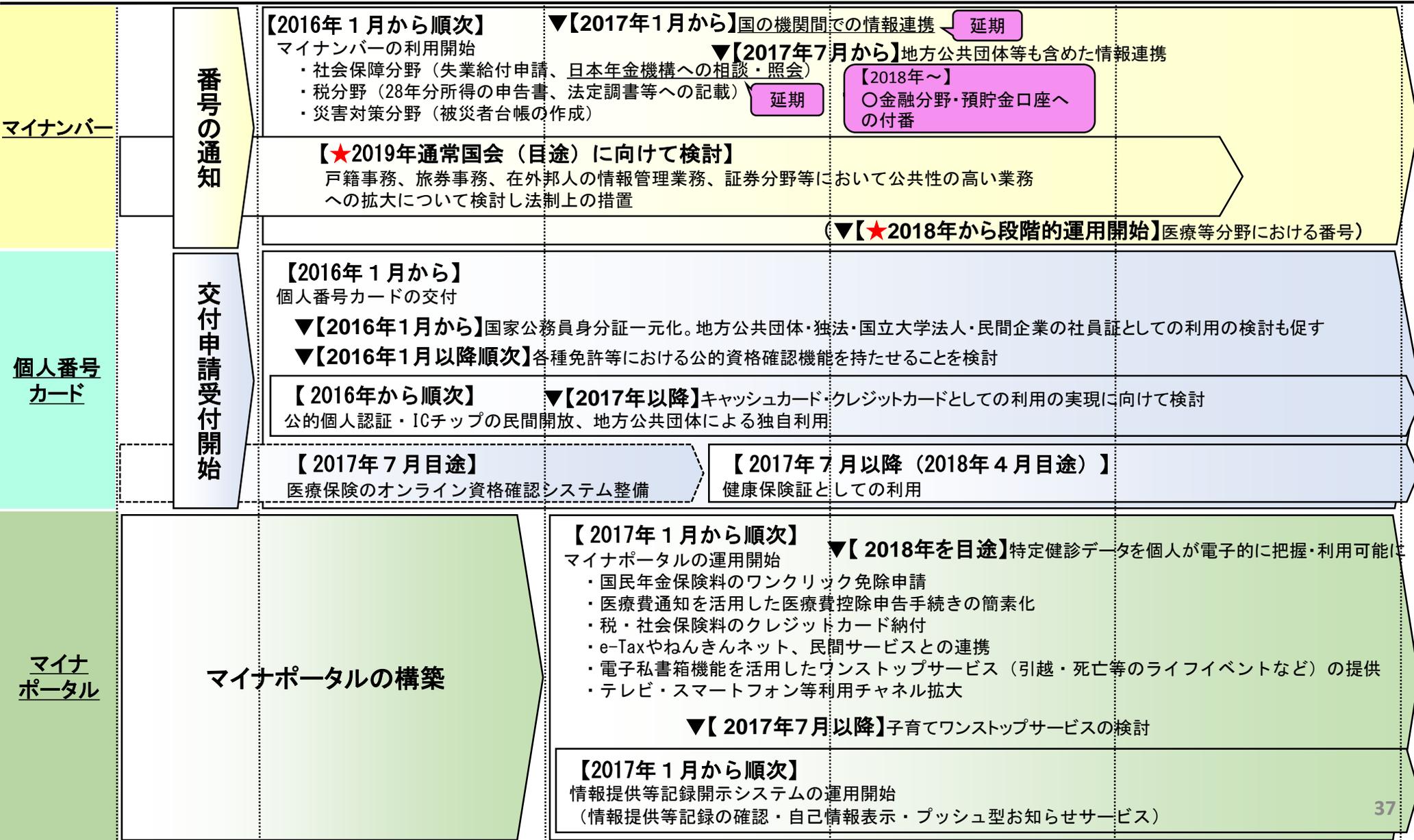
※附則第1条第5号：(省略) 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

# マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)【※ 日本再興戦略を元に作成】

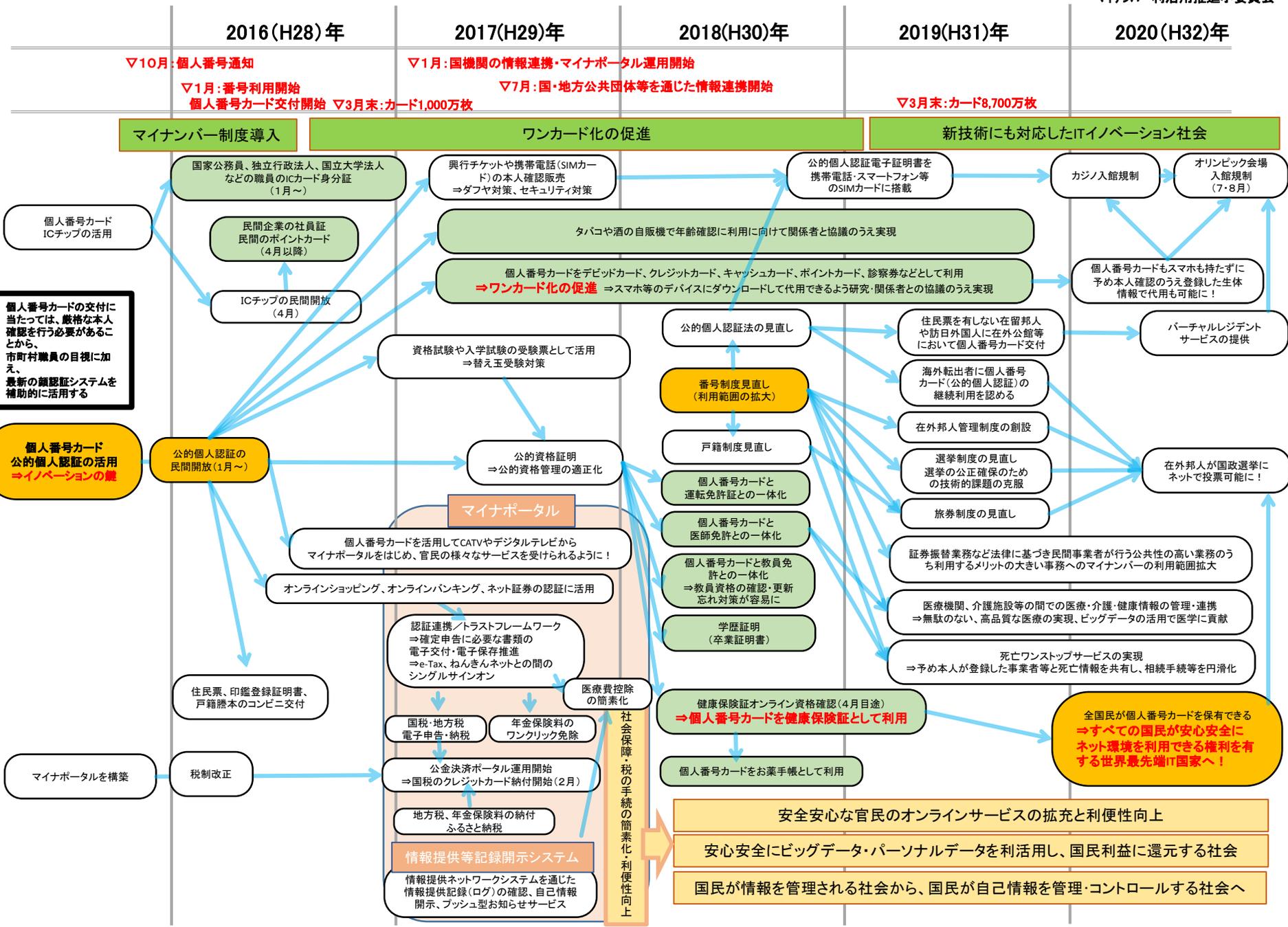
■:平成27年9月の法改正によるもの

★:マイナンバー法の改正が必要なもの

2015年 (H27年) (10月)      2016年 (H28年)      2017年 (H29年)      2018年 (H30年)      2019年 (H31年)      2020年 (H32年)



# マイナンバー制度活用推進ロードマップ





# もっと詳しく知りたい方は

## マイナンバーのホームページ

※英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応！  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー

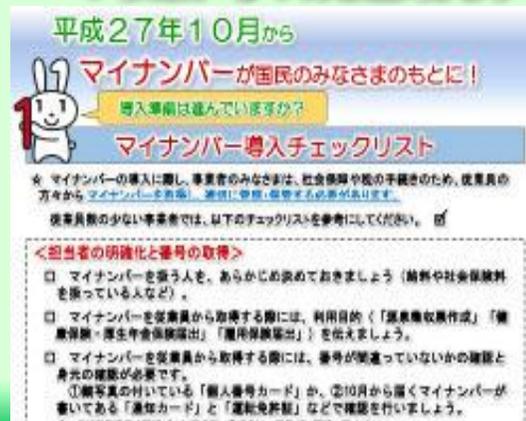


をご覧ください。

### ●動画でみるマイナンバー制度 (一般向け&事業者向け)



### ●マイナンバー導入チェックリスト 1枚紙 (A4両面刷り)



ご不明な点はマイナンバーのコールセンター  
(全国共通ナビダイヤル)  
0570-20-0178 まで

- ※ ナビダイヤルは通話料がかかります。
- ※ 平日9時30分～17時30分  
(土日祝日・年末年始を除く)
- ※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、  
050-3816-9405におかけください。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は 0570-20-0291 におかけください。